

政 務 活 動 報 告

平成30年5月10日(木)

前橋市役所 危機管理室を視察

対応者 危機管理室 川田室長、伊藤氏

原子力災害時の広域避難について

東海第二発電所の原子力災害に備えて「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」において、半径30km圏内である水戸市は広域避難先は福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県とされました。

そこで、水戸市との広域避難にかかる協定締結について前橋市が締結した協定について伺いました。

3.11の東日本大震災が起こるまでは、他県の住民を支援するという発想がなかったという。しかし、7年前の福島県からの避難者の受け入れを経験した。北関東自動車道沿いの8市町を(そのうち前橋市も入る)避難先とした協定を今年2月に締結。内容は、受け入れ期間は1か月とし、新たに住所を準備する。必要物資は水戸市が確保、費用も水戸市が負担する。避難待機時検査(スクリーニング)や除染は茨城県が実施する等。被災時を想定した備えが十分できるかが問われる。半径5km、30kmにより避難方法もそれぞれ基本的事項は決めている。

災害時は積極的に助け合うことが重要である。ただ、前橋市が被災していないことが前提での内容のため、今後議論を進めなければならないところもある。まずは第一歩である。受け入れ人数、受け入れ場所の選定についても畳、風呂、温度管理ができることを前提に決めた。

大規模災害時のために専用のコールセンターの電話機10台設置している。

本県は、5月21日に水戸市と県内6市町(宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、野木町)が協定を結ぶ予定になっている。

原子力発電所から30km県内にある自治体には原子力事故の備えた避難計画を作成することが義務付けられている。隣県の茨城県には東海第2発電所があるため協定締結となった。本県としても、今後さらに危機管理は重要になってくる。



平成30年5月11日(金)

渋川市選別農薬農法「しぶせん」について

対応者 渋川市役所 農政部農林課 狩野課長 萩原係長、前村氏

平成25年12月から環境と生命に多大な影響を及ぼす可能性が高いということから、EU諸国では予防原則に基づき、ネオニコチノイド系農薬と有機リン系農薬を暫定的に使用禁止としました。さらに、韓国、カナダ、アメリカでも使用禁止という措置が取られています。しかし、日本では使用規制をしていません。そのような中で、渋川市では、前市長の熱心な思いで、小児科医や農学博士とともに子どもたちへの心身の健康被害を配慮して、ネオニコチノイド系農薬と有機リン系農薬を使わない安全な農作物を渋川市が認証し、学校給食に安全なじゃがいも、ニンジン、玉ねぎを使用。しぶせんの認証マークを付け、道の駅でも販売している。売れ行きは早く、伺った午後にはほとんど残っていませんでした。

1,359戸の農家の内44戸の認証農家。生産登録、農産物育成状況確認、栽培管理記録を市の提出後、認証され出荷販売、実績報告となるが、一般のものと価格は同じなので、なかなか農家戸数が増えないという。これだけのことを先駆的に取り組んできたからには、安全な農産物の地産地消を進めていき、多くの自治体に取り組むよう大きく旗を振ってほしいと思います。何よりも子どもたちの健康のために。

本県でも、小山市がコウノトリが住む渡良瀬遊水地という事で、生物多様性の視点から、ネオニコチノイド系農薬を使わないで作る「ふゆみず田んぼ米」の取り組みをしている。

各地でこのような取り組みが出てきていることはうれしい。

